

「医療法人等の所得金額計算書」の記載の手引

【目次】

1 この計算書の用途等	1ページ
2 「医療法人等の所得金額計算書」の記載方法	1ページ
3 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記入上の留意点【取扱一覧表】	3ページ
4 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分	5ページ
5 その他の留意事項	6ページ
6 申告前のチェックのお願い	6ページ
7 よくあるご質問	7ページ

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法第 72 条の 23 第 2 項に該当し、山口県に主たる事務所又は事業所を有する医療法人等(公益法人及び人格のない社団等を含む。)が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を山口県に提出する場合に、添付して提出してください。

ただし、社会保険分の所得とその他の所得を区分して計算している医療法人等及び法人税の申告において租税特別措置法第 67 条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第 1 項の規定の適用を受ける医療法人等(以下「特例適用法人」といいます。)は、提出を要しません。

なお、特例適用法人は、地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の備考欄にその旨を記載するとともに所得の区分計算の明細書を提出してください。

【お願い】

医療法人等が確定申告書を提出される場合は、末尾にある「申告前のチェックのお願い」ページで、書類のチェックをお願いします。

2 「医療法人等の所得金額計算書」の記載方法

「総所得金額」①欄	地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の再仮計の欄の額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地譲渡益等」②欄	総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)の譲渡益等がある場合は、当該金額を記載してください。 土地譲渡益等＝土地の譲渡収入－(取得費及び譲渡費用) なお、上記算式によらず、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額(圧縮損等)は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。 また、営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微(医療保健業の売上の 1 割程度以下)なものを除き、土地譲渡益等と同様の取り扱いをします。 この欄への計上がある場合には、当該金額算定の内訳書を添付してください。
「その他の事業の所得金額」③欄	医療保健業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を併せて行っている法人が、その他の事業の所得金額を記載してください。 その他の事業の所得を明確に区分できない場合は、その他の事業の所得金額計算書(自主第 2 号様式附表)によって計算してください。 この欄への計上がある場合は、当該所得金額算定の内訳書を添付してください。なお、自主第 2 号様式附表により算定した場合は当該附表も併せて提出してください。 (注)その他の事業が軽微な場合 その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの(医療保健業の売上の 1 割程度以下)で、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算」の「その他の事業の収入」欄に記載してください。

「社会保険分の所得金額」 ⑥欄	次式により算定してください。⑥＝④×⑤ なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。
「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額」⑧欄	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。)
「社会保険分の医療収入金額」の各欄	地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を各法律ごとに記載してください。 ア 保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算または減算してください。 イ 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。) ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって、山口県等が支払った金額。 なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの及び利子補給金・事務取扱手数料等はその他の収入金額となります。
⑩の金額欄	⑩～⑮以外の医療等の給付による収入すべき金額を記載してください。
⑰の金額欄	健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事療養費(本人負担分を含む。)以外に患者から別途食事代として収入すべき金額及び付添人の食事代として収入すべき金額を記載してください。
⑳の金額欄	当期中に収入した所得税法の利子等及び配当等の額(所得税額・利子割額を含んだ額)を記載してください。この場合、法人税法の規定により益金に算入されない部分の金額は含めません。
「あん分比率」の欄	ア欄の金額をウ欄の金額で除した数値を記載してください。ただし、小数点第6位以下に端数が生じた場合は、これを切り上げてください。 (例 :0.87856757 → 0.87857、0.87930998 → 0.87931)
「法人税法施行規則様式別表4」で加算又は減算した収入金額	損益計算書の各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。 なお、法人税の修正申告又は更正・決定により加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。

その他の収入に含まない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 ② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1) 租税の還付金(還付加算金はその他の収入に含めます。) (例2) 償却資産の売却益(ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。) ③ 従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入 (例1) 従業員の住宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2) 従業員のために設けた保育施設の利用料金
消費税(地方消費税を含む。)	計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額(ただし、課税事業者に限ります。)。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。
益金に計上した消費税の額	還付された消費税額はその他の収入に含みません。 (注) 税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した額は、その他の収入に含めます。
その他	「その他の収入に含めるもの」及び「その他の収入に含めないもの」については、3～4ページの【取扱一覧表】を参照してください。 補助金等……(注4)(注5)を参照してください。 保険金……(注6)を参照して下さい。

3 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記入上の留意点【取扱一覧表】

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A)又は(B)欄の○印の項目を計上してください。

(C)に該当するものは、計上不要です。なお、(D)欄は、別計算を行います。

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○(注1)	○(注2)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費	○(注3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償 保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任 保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自費診療収入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
利子補給金・事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話、電気、ガス、テレビ、 寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入		○ (従業員使用分以外)	○ (従業員使用分)	
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
歯 ブラシ・おむつ等 販 売 収 入		○		
印 紙 等 販 売 収 入		○ (販売差益の生じるもの)	○ (販売差益の生じないもの)	
販 売 手 数 料		○		
各種補助金 委託料(予防接種、救急診療、休 日準夜診療等に係る委託料等)		○(注4)	○(注5)	
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○(注6) (支払い相当額と相殺されたもの又は 圧縮損等により収益反映しないもの)	
有価証券売却益		○		○ (事業と認めら れるもの)
償却資産売却益		○ (取得価額を超える部分)	○	
看護学院収入		○ (区分経理できないもの)		○
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び 準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。

【①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション、⑤短期入所療養介護、⑥介護予防訪問看護、⑦介護予防訪問リハビリテーション、⑧介護予防居宅療養管理指導、⑨介護予防通所リハビリテーション、⑩介護予防短期入所療養介護、⑪介護保健施設サービス、⑫介護医療院サービス、⑬指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むもの

【訪問介護、主治医意見書作成料】等、(注1)に掲げるサービス以外の収入

(注1)・(注2)の区分については、次ページの『介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分』をご参照ください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4) 医療保健業の業務の対価として支払われる委託費、協力金、手当等をいいます。

(注5) 圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金等並びに国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限る。)から収入した、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費補助金等をいいます。

(注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

4 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の印字	計上区分		
			社会保険分の医療収入	その他の収入	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護 介護予防訪問介護		○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ	○		
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護 介護予防通所介護		○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	○注	○注	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○	
	短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 介護予防短期生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 介護予防短期老健施設	○注	○注
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 介護予防短期医療施設	○注	○注
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 介護予防短期医療院	○注	○注
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防療養管理指導	○		
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護、特定施設生活短期 介護予防特定施設介護		○	
	指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○注	○注	
	指定介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○注	○注	
	介護医療院サービス	介護医療院	○注	○注	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	定期巡回随時対応 夜間対応訪問介護 認知症型通所介護 介護予防認知症型通所 小規模多機能型、小規模多機能短期 予防小規模多機能、予防小規模短期 認知症型共同生活、認知症型短期 予防認知症型、予防認知症型短期 地域特定施設介護、地域特定施設短期 地域老人福祉施設 複合型看護小規模、複合型看小短期 地域通所介護		○	

(注)平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」です。

(※)利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」、「特定入所者介護予防サービス費」も「その他の収入」です。

(※)介護職員処遇改善加算については、介護報酬の内容に応じて、「社会保険分の医療収入」又は「その他の収入」に区分してください。

5 その他の留意事項

(1) 欠損金

法人税法第 57 条による欠損金額が発生した場合には、あん分計算の結果、法人税と法人事業税とではその金額(繰越額)に違いが生じますので、第6号様式別表9を必ず添付してください。

(2) 売店の売上等

あん分計算の趣旨は、収入金額の比により所得を算定することにあります。利益ではなく、売上総収入金額を計上してください。

(3) 介護保険法に係る収入について

山口県ホームページに計算表を掲載していますのでご活用ください。

(4) その他添付書類のお願い

ア 損益計算書の計上金額と本計算書に移記された金額が一致しない場合や明瞭に確認できない場合は、確認できるものを添付してください。

- ・損益計算書の収入金額から、本計算書への計上金額にいたる、集計表等の内訳書
- ・あん分計算にあたり、除外した金額がある場合には、その内訳書 など

イ 記載方法の各欄で添付をお願いした書類

(ア) 「土地譲渡益等 ②」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書

(イ) 「その他の事業の所得金額 ③」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書

(ウ) 計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、消費税申告書の写し

ウ 上記(3)の計算表を利用された場合は申告書に添付して提出してください。

6 申告前のチェックのお願い

申告書提出前に、以下のチェックをお願いします。

◎申告書に次の書類は添付されていますか。

- 所得金額に関する計算書「第6号様式別表5」
- 医療法人等の所得金額計算書「自主第2号様式(山口県)」
- 勘定科目内訳明細書(雑益、雑損失等の明細書)
- 法人税別表4
- 決算書(貸借対照表・損益計算書)
- 課税標準の分割に関する明細書(分割法人のみ添付必要)
- 上記5(1)(4)でお願いした内訳書等

◎税率に誤りはありませんか。

- 医療法人は、特別法人の税率を適用していますか。

○ この記載の手引きは、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から使用してください。

7 よくあるご質問

Q1 「社会保険分の所得金額⑥」の1円未満の端数はどう処理するのですか？

A1 この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。

Q2 介護保険の自己負担分(1割)について市町村等の公費負担制度がある場合の公費分の扱いは？

A2 地方税法 72 条の 23 第 3 項第 4 号に列挙されている社会保険診療に含まれる介護保険の各種サービスに係る自己負担分《介護給付の(報酬) 1割》を公費負担した分については「社会保険分の医療収入金額」(計算書下段左側)に該当し、これ以外の介護保険のサービス(福祉系サービスや居住費・食費部分)に係る自己負担分の公費負担については、「その他の収入金額」(計算書下段右側)に該当します。介護保険のサービスのうち、「社会保険分」に含まれる否かについては、5ページに一覧表で示してあります。

また、生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護についても、5ページの一覧表で、「社会保険分」に含まれるものについてのみ「社会保険分」に含まれます(地方税法第 72 条の 23 第 3 項第 2 号)。

Q3 償却資産売却益について「その他の収入に含む」とされる「超える部分」の基準となるのは「簿価」・「取得価額」のどちらですか？

A3 「取得価額」(簿価+減価償却累計額)です。

Q4 税込み経理を採用している場合、「その他の収入」に含めないとされる「消費税」は、具体的には、どのように計算し、どのように記載するのですか？

A4 医療法人等の所得金額の計算書の下段部分の右側の「その他の収入金額」のうちに「消費税額」が含まれている場合があります。このときは、消費税申告書の「①及び②の内訳」の課税標準額の欄に記載した各課税標準額に対し、消費税率(地方消費税の税率を含みます。)を掛けて算出した金額に相当する金額を、控除額(△の数字)として、「その他の収入金額」欄に記載してください。

ただし、「その他の収入金額」に含めなかったものに対応する消費税額は控除しないでください。